

In transition

IFRS 第 17 号の適用に関する最新情報

2020年3月18日
No. 2020-03

IASB は、IFRS 第 17 号および IFRS 第 9 号の一時的免除の発効日を 2023 年 1 月 1 日まで延長する

要約

2020年3月17日、国際会計基準審議会（「IASB」）は、以下について暫定的な決定を行った。

- 修正を反映したIFRS第17号「保険契約」（「IFRS第17号」）の発効日を2023年1月1日以後開始する事業年度まで延期する。
- IFRS第4号「保険契約」（「IFRS第4号」）における、IFRS第9号「金融商品」（「IFRS第9号」）の適用に対する一時的免除の失効日を2023年1月1日以後開始する事業年度まで延期する。

IASBは、IASBスタッフに対し、IFRS第17号の修正に関する投票プロセスの開始を指示した。また、IASBは、IFRS第9号の適用に対する一時的免除の延長を反映したIFRS第4号の修正を、IFRS第17号の修正から分離して公表する対応を決定した。

IASBは、修正の投票プロセスにおいて識別される残された論点を除き、公開草案のフィードバックに関する予定された再審議を完了した。IASBは、IFRS第17号の修正を2020年第2四半期に公表する予定である。

この「In transition」における見解は、2020年3月17日の会議からの我々の所見に基づいており、IASBが後日IASB Updateで公表する会議の正式な議事録とはいくつかの点で異なる可能性がある。

背景

1. 2019年6月26日、IASBは、公開草案「IFRS第17号の修正」（「公開草案」）を公表した。公開草案は、利害関係者から提起された懸念事項と課題の一部に対応する提案であり、IFRS第17号を導入する企業の支援を目的とした対応である。この提案は、導入コストを削減し、企業が、財務諸表の利用者に対して、IFRS第17号の適用による影響の説明を容易にするための修正を意図していた。
2. 公開草案の90日間のコメント期間は、2019年9月25日に終了したため、IASBは、公開草案に関するアウトリーチおよびコメント・レターからのフィードバックについて議論し、回答者が提起した事項の再審議に対するアプローチを決定した。

3. 当該アプローチの一環として、IASBは、以下について明らかにした。
 - 公開草案におけるいくつかの提案は、実質的な再審議を行わずに最終化する。
 - 回答者からのフィードバックで明らかにされたトピックの一部についてはこれ以上検討しないため、IFRS第17号の修正の可能性についての不確実性が低下する。
 - IFRS第17号の修正の提案を決定する際に、IASBが設定した要件を引き続き適用する。したがって、IASBは、IFRS第17号のいかなる修正も、次の結果をもたらさないよう努める。
 - 基準の基本原則を変更し、結果として、IFRS第17号を適用した場合と比較して、財務諸表の利用者にとって有用な情報が著しく失われる。
 - 進行中の導入プロセスを不当に混乱させる。
 - IFRS第17号の発効日をさらに遅らせる。
4. IASBが暫定的に決定したIFRS第17号の修正は、末尾の表において要約している。

3月のIASB会議で議論された項目

5. IASBは、2020年3月の会議において次の事項を検討した。
 - (修正を反映した)IFRS第17号の発効日
 - IFRS第4号におけるIFRS第9号の適用に対する一時的免除規定の失効日
 - デュー・プロセスの遵守、ならびにIFRS第17号およびIFRS第4号の修正のための投票プロセスを開始するための十分なコンサルテーションおよび分析を行っているか

IFRS第17号の発効日

6. IASBは、(修正を反映した)IFRS第17号の発効日を、2023年1月1日以後開始する事業年度に延期した。

PwCの所見

IFRS第17号の発効日の審議にあたり、IASBは、一部の利害関係者がIFRS第17号の導入にさらなる延期を要請した事実を認めるとともに、特に新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響による最近の金融市場の動向に照らして、1年を超える発効日の延期により保険契約に関する現行の会計実務に大いに必要とされている改善がさらに遅れるという懸念も示した。また、IASBは、発効日の延期により導入プロジェクトの推進力を失うリスクがあり、かつ導入コストが増加するため、アジア、アフリカ、欧州の少数の保険会社はさらなる延期に反対したと説明した。

IASB議長は、IFRS第17号が次の金融危機が発生する前に導入されるよう期待していたため、非常に残念な思いでIASBスタッフの推奨に賛成票を投じたと説明した。しかし、IASB議長は、IFRS第17号の導入に迅速に取り組んできた国々の会社が、他の法域におけるエンドースメントの仕組みをめぐる不確実性のために不利な立場に置かれる状況を望まなかった。他のIASBのメンバーも同様に不本意である旨を述べた。しかし、IASBは、IFRS第17号の発効日を当初から2年間延期して2023年1月1日以後開始する事業年度とする暫定決定を行った。

IFRS第4号におけるIFRS第9号の一時的免除規定

7. IASBは、IFRS第4号における、IFRS第9号の適用に対する一時的免除の失効日を、2023年1月1日以後開始する事業年度まで延期する取扱いを暫定的に決定した。

PwCの所見

これまでの審議において、IASBは、必ずしもIFRS第9号をIFRS第17号と同時に適用する必要はない点について明確にしてきた。公開草案の結論の根拠では、2022年1月1日を超える延期は望ましくないと特に指摘されている。

数名のIASBメンバーは、IFRS第9号の一時的免除の2023年1月1日までの延長は、金融資産を大量に保有している企業などの一部の企業が、IFRS第9号を2018年1月1日の発効日から5年後に初めて適用するという結果を認める点について、懸念を表明した。また、数名のIASBメンバーは、IFRS第9号の一時的免除の期限を延期するという過去の決定が、IFRS第9号を適時に導入する必要性と、短期間に2つの重要な会計上の変更を企業に要求しないという便益とのバランスをとっていた点に留意した。このバランスは現在も引き続き重要であるが、IFRS第9号の発効日からIFRS第17号の修正された発効日までの期間がもはや短期間ではなくなった状況を考慮すると、もし当時のIASBが現在の状況を知っていたならばIFRS第9号の適用延期は許容しなかったであろう。しかし、IASBは、特定の保険会社に対するIFRS第17号およびIFRS第9号の当初適用日の整合性を維持するために、救済措置をさらに1年延長するメリットが、これらの保険会社によるIFRS第9号の導入がさらに遅れるデメリットを上回ると結論づけた。

次のステップ

8. この会議で、IASBは以下の項目について確認した。
 - IFRS第17号の修正に関する再公開草案は必要ない。
 - 該当するデュー・プロセスを遵守した。
 - IFRS第17号およびIFRS第4号の修正に関する投票プロセスを開始するための十分なコンサルテーションおよび分析を行った。
9. したがって、IASBは、IASBスタッフに対して投票プロセスの開始を指示した。IASBは、IFRS第9号の適用に関する一時的免除の期限の延期を反映したIFRS第4号の修正を、IFRS第17号の修正と別個に投票する取扱いを暫定的に決定した。IFRS第4号の修正およびIFRS第17号の修正に反対する意思を表明するメンバーはいなかった。
10. IASBスタッフは、IFRS第17号およびIFRS第4号の修正のドラフトを作成し、投票プロセスにおいて識別されるすべての残された論点を将来のIASB会議で議論する予定である。IASBは、公開草案に記載されているとおり、修正の公表を2020年第2四半期に行うという計画について確認した。

PwCの所見

IASBが修正に関する再公開草案を公表する必要はないという点と、該当するデュー・プロセスとコンサルテーションに関する要求事項の遵守の確認は、IASBが修正を公表する前に完了させる必要のある公式の手段である。IASBメンバーは、反対の意向を有する場合にはこの時点で表明するよう求められているが、修正を公表するための正式な投票は、書面投票によって行われる。

IFRS第9号の一時的免除規定をIFRS第4号の修正として別途投票するというIASBの決定は、IFRS第9号の一時的免除規定の延長を迅速にエンドースメントできるため、歓迎されるだろう。

IFRS 第 17 号への修正の概要

11. この会議のアジェンダ・ペーパー2Cでは、IFRS第17号の修正とその影響について概説している（アジェンダ・ペーパー2Cは[こちら](#)）。以下の表は、IASBが暫定的に決定したIFRS第17号の修正の要約である。

| トピック | IASBの暫定決定 | | |
|--|-----------------|------------------|------------------|
| | 公開草案で提案された修正を確認 | 提案された修正を一部変更して確認 | 公開草案では提案されていない修正 |
| 質問1 範囲からの除外 | | | |
| 保険契約の定義を満たすクレジットカード契約および信用または支払いの取決めを提供する他の類似の契約についての範囲からの除外 | | 2020年1月 | |
| 保険契約の定義に該当する貸付契約についての範囲からの除外 | 2019年12月 | | |
| 質問2 保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収 | | | |
| 保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収 | | 2019年12月 | |
| 保険獲得キャッシュ・フローの移行における救済措置 | | 2020年1月 | |
| 質問3 投資サービスに起因する契約上のサービス・マージン | | | |
| 直接連動有配当保険契約のカバー単位 | | 2019年12月 | |
| 直接連動有配当保険契約以外の保険契約のカバー単位、開示および用語法 | | 2020年2月 | |
| 質問4 保有再保険契約 | | | |
| 基礎となる保険契約における損失の回収 | | 2019年12月 | |

| トピック | IASBの暫定決定 | | |
|---|-----------------|------------------|------------------|
| | 公開草案で提案された修正を確認 | 提案された修正を一部変更して確認 | 公開草案では提案されていない修正 |
| 質問5 財政状態計算書における表示 | | | |
| グループレベルではなく、ポートフォリオレベルでの保険契約資産および負債の表示 | 2019年12月 | | |
| 質問6 リスク軽減オプションの適用可能性 | | | |
| 保有再保険契約に対するリスク軽減オプションの適用可能性 | 2019年12月 | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定される非デリバティブ金融商品に対するリスク軽減オプションの適用可能性 | | | 2020年2月 |
| 質問7 発効日 | | | |
| IFRS第17号の発効日の延期 | | 2020年3月 | |
| IFRS第4号におけるIFRS第9号の一時的免除の延長 | | 2020年3月 | |
| 質問8 移行における救済措置 | | | |
| IFRS第17号に移行する以前の企業結合で取得された保険契約に関する移行における救済措置 | 2019年12月 | | |
| リスク軽減オプションの移行における救済措置－移行日からの適用 | 2019年12月 | | |
| リスク軽減オプションの移行における救済措置－公正価値アプローチを適用する選択 | 2019年12月 | | |
| 裁量権付有配当投資契の移行における救済措置 | | | 2020年2月 |
| 再保険契約の取得日の識別に関する移行における救済措置 | | | 2020年2月 |
| 期中財務諸表に関する移行における救済措置 | | | 2020年2月 |
| 質問9 軽微な修正 | | | |
| 軽微な修正 | | 2020年2月 | |
| 公開草案で提案されていないトピック | | | |
| 期中財務諸表に関する会計方針の選択 | | | 2020年2月 |
| 保険契約の条件に基づき保険契約者に個別に請求可能な法人税の支払額および受取額を履行キャッシュ・フローに含める取扱い | | | 2020年2月 |

PwCは、IFRS第17号「保険契約」に関連する、以下の刊行物もしくは資料を作成しています。

- [In transition INT 2020-02 the latest on IFRS 17 implementation - Feb 2020](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT 2020-01 the latest on IFRS 17 implementation - Jan 2020](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT 2019-09 the latest on IFRS 17 implementation - Dec 2019](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT 2019-08 the latest on IFRS 17 implementation - Nov 2019](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT 2019-07 the latest on IFRS 17 implementation - Oct 2019](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In brief INT 2019-09 Proposed amendments to IFRS 17, 'Insurance contracts'](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [Illustrative IFRS consolidated financial statements 2019 - Insurance](#) (日本語訳は[こちら](#))

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2020 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



In transition

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします